

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- | | | |
|--------------------------------------|-----|---|
| ○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号） | ……… | 1 |
| ○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号） | ……… | 6 |
| ○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号） | ……… | 7 |

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 サイバーセキュリティ戦略（第十二条）</p> <p>第三章 基本的施策（第十三条―第二十四条）</p> <p>第四章 サイバーセキュリティ戦略本部（第二十五条―第三十七 条）</p> <p>第五章 罰則（第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 基本的施策</p> <p>（国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保）</p> <p>第十三条 国は、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。第三十三条第一項において同じ。）のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が当該法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 サイバーセキュリティ戦略（第十二条）</p> <p>第三章 基本的施策（第十三条―第二十三条）</p> <p>第四章 サイバーセキュリティ戦略本部（第二十四条―第三十六 条）</p> <p>第五章 罰則（第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 基本的施策</p> <p>（国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保）</p> <p>第十三条 国は、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。第三十二条第一項において同じ。）のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が当該法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を</p>

図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ戦略本部が指定するものをいう。以下同じ。）におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関、独立行政法人又は指定法人の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。

(サイバーセキュリティ協議会)

第十七条 第二十八条第一項に規定するサイバーセキュリティ戦略

本部長及びその委嘱を受けた国務大臣（次項において「本部長等」という。）は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に關し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

2| 本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 国の関係行政機関の長（本部長等を除く。）
- 二 地方公共団体又はその組織する団体
- 三 重要社会基盤事業者又はその組織する団体
- 四 サイバー関連事業者又はその組織する団体
- 五 大学その他の教育研究機関又はその組織する団体
- 六 その他本部長等が必要と認める者

3| 協議会は、第一項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に關し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ戦略本部が指定するものをいう。以下同じ。）におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関、独立行政法人又は指定法人の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。

(新設)

4 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 協議会の庶務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十八条（略）

第四章 サイバーセキュリティ戦略本部

第二十五条（略）

（所掌事務等）

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三（略）

四 サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、府省横断的な計画、関係行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実施に関する指針の作成並びに施策の評価その他の当該施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

2 4（略）

第二十七条（略）

（サイバーセキュリティ戦略本部長）

第二十八条（略）

2（略）

第十七条（略）

第四章 サイバーセキュリティ戦略本部

第二十四条（略）

（所掌事務等）

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三（略）

（新設）

四 前三号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、府省横断的な計画、関係行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実施に関する指針の作成並びに施策の評価その他の当該施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

2 4（略）

第二十六条（略）

（サイバーセキュリティ戦略本部長）

第二十七条（略）

2（略）

3 本部長は、第二十六条第一項第二号、第三号及び第五号に規定する評価又は第三十二条若しくは第三十三条の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

4・5 (略)

第二十九条・第三十条 (略)

(事務の委託)

第三十一条 本部は、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該事務の一部を当該各号に定める者に委託することができる。

- 一 第二十六条第一項第二号に掲げる事務（独立行政法人及び指
定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基
づく監査に係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる事務（
独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに
関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。
）（独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリテ
イに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経
験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができる
ものとして政令で定める法人）
- 二 第二十六条第一項第四号に掲げる事務 サイバーセキュリテ
イに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連
絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有す
るとともに、当該事務を確実に実施することができるものとし
て政令で定める法人

2・3 (略)

第三十二条 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認

3 本部長は、第二十五条第一項第二号から第四号までに規定する評価又は第三十一条若しくは第三十二条の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

4・5 (略)

第二十八条・第二十九条 (略)

(事務の委託)

第三十条 本部は、第二十五条第一項第二号に掲げる事務（独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる事務（独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。）の一部を、独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができる。

2・3 (略)

第三十一条 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認

めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）の機構長、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）の理事長、特殊法人及び認可法人であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、サイバーセキュリティに対する脅威による被害の拡大を防止し、及び当該被害からの迅速な復旧を図るために国と連携して行う措置その他のサイバーセキュリティに関する対策に關し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

2
(略)

第三十四条～第三十七条 (略)

第五章 罰則

第三十八条 第十七条第四項又は第三十一条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）の機構長、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）の理事長、特殊法人及び認可法人であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、サイバーセキュリティに対する脅威による被害の拡大を防止し、及び当該被害からの迅速な復旧を図るために国と連携して行う措置その他のサイバーセキュリティに関する対策に關し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

2
(略)

第三十三条～第三十六条 (略)

第五章 罰則

第三十七条 第三十条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲等） 第四十三条（略） 2 機構は、前項の業務のほか、支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務（次条第二号において「試験事務等」という。）又はサイバーセキュリティ基本法第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による事務を行う。 3・4（略）</p>	<p>（業務の範囲等） 第四十三条（略） 2 機構は、前項の業務のほか、支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務（次条第二号において「試験事務等」という。）又はサイバーセキュリティ基本法第三十条第一項の規定による事務を行う。 3・4（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務等） 第二十六条 本部は、次に掲げる事務（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）<u>第二十六条</u>第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）をつかさどる。 一～四（略） 2・3（略）</p>	<p>（所掌事務等） 第二十六条 本部は、次に掲げる事務（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）<u>第二十五条</u>第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）をつかさどる。 一～四（略） 2・3（略）</p>